

介護保険サービス等自主点検表（特定施設入居者生活介護）（令和6年11月8日更新）
※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

- 主な根拠法令等
- ・ 居宅基準：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）
 - ・ 解釈通知：指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年老企第25号）
 - ・ 市条例：奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成30年奈良市条例第10号）
 - ・ 市要項：奈良市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の基準等に関する要項

- I 基本方針
- II 人員基準
- III 設備基準
- IV 運営基準

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
I-1(＊) 基本方針	指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、利用者が当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものであるか。		☐	☐	居宅基準第174条第1項	
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、安定的かつ継続的な事業運営に努めているか。		☐	☐	居宅基準第174条第2項	
I-2 暴力団の排除	指定特定施設入居者生活介護の運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしているか。		☐	☐	市条例第4条	

介護保険サービス等自主点検表（特定施設入居者生活介護）（令和6年11月8日更新）
※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅱ-1＊ 従業者の員数	指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに置くべき特定施設従業者の員数は、次の基準をみ満たしているか。 ●生活相談員は、常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上 ●看護職員又は介護職員は、次のとおり。 ・看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3又はその端数を増すごとに一以上であること。 ・看護職員は、次のとおりとすること。 1利用者の数が30を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1以上 2利用者の数が30を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ・常に一以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。 ●機能訓練指導員は、1以上 ●計画作成担当者は、一以上（利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。） ※利用者数は、前年度の平均値とする。	施設の類型によって経過措置が設けられているものもあるため、留意すること。 ○「看護職員」＝ 看護師、准看護師			居宅基準第175条第1項、第3項	・従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの（例：勤務体制一覧表、勤務実績表） ・従業者の勤怠状況がわかるもの（例：タイムカード、勤怠管理システム） ・資格要件に合致していることがわかるもの（例：資格証の写し）
	●【<u>解釈通知第2-2(1)、(3)</u>】常勤換算方法の算定又は常勤の職員の配置にあたっては、当該事業所において定める（就業規則、雇用契約等）時間を基本とし、32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合は、30時間として取扱可能。 また、常勤要件が設けられている職種において、当該従業者が育児・介護休業等を取得中の期間は、資格要件を満たした非常勤職員の常勤換算とすることが可能。 ●【<u>居宅基準第175条第2項</u>】指定介護予防特定施設入居者生活介護と一体的にサービスを提供する場合には、看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者数及び介護予防サービスの利用者数に10分の3を乗じて得た数の合計数が3又はその端数を増やすごとに1以上であること。 ●【<u>居宅基準第175条第9項</u>】次に掲げる要件のいずれにも適合する場合は、<u>居宅基準第175条第1項第2号イ及び第2項第2号イに規定する看護職員及び介護職員の配置基準の「1」は「0.9」とできる。＜令和6年度改正事項＞</u> ・<u>準用する居宅基準139条の2に規定する委員会において、次の事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。</u> 1 利用者の安全及びケアの質の確保 2 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮 3 緊急時の体制整備 4 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器の定期的な点検 5 特定施設従業者に対する研修 ・<u>介護機器を複数種類活用していること。</u> ・<u>利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。</u> ・<u>利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取り組みによる介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。</u> ●【<u>市要項第3章第10-1</u>】生活相談員は、次に掲げるいずれかに該当する者であること。 ・学校教育法に基づく大学、旧大学令に基づく大学、旧高等学校令に基づく高等学校又は旧専門学校令に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者 ・都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者 ・社会福祉士 ・厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者 ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・福祉、医療、保健のいずれかの分野において2年以上介護又は相談業務に従事した者		□	□		

介護保険サービス等自主点検表（特定施設入居者生活介護）（令和6年11月8日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	生活相談員のうち1人以上は、常勤であるか。		☐	☐	居宅基準第175条第4項	
	看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者であるか。		☐	☐	居宅基準第175条第5項	
	機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者であるか。なお、当該指定特定施設入居者生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。 ●【 <u>解釈通知第3-10-1(3)</u> 】機能訓練指導員は、次に掲げるいずれかの資格を有すること。 ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護職員 ・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師 ・はり師（経験要件あり） ・きゅう師（経験要件あり）		☐	☐	居宅基準第175条第6項	
	計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものであるか。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。		☐	☐	居宅基準第175条第7項	
	看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ1人以上は、常勤の者であるか。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人が常勤であれば足りるものとする。		☐	☐	居宅基準第175条第8項	
Ⅱ-2＊ 管理者	指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は（「 <u>同一敷地内にある</u> 」を削除。＜令和6年度改正事項＞）他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 ●【 <u>解釈通知第3-8-1(6)準用</u> 】事業所における事故発生時等の緊急時において、管理者自身が速やかに当該事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。＜令和6年度改正事項＞	管理職等の立場であっても、出勤簿やタイムカード等で勤務時間を把握しているか。	☐	☐	居宅基準第176条	・管理者の雇用形態がわかるもの ・管理者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの（例：勤務体制一覧表、勤務実績表） ・管理者の勤怠状況がわかるもの（例：タイムカード、勤怠管理システム）
Ⅲ-1＊ 設備及び備品等	指定特定施設の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物であるか。 ●【 <u>居宅基準第177条第2項</u> 】都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 ・スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 ・非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 ・避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。	○「居室等」＝ 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所	☐	☐	居宅基準第177条第1項	・平面図（行政機関側が保存しているもの）

介護保険サービス等自主点検表（特定施設入居者生活介護）（令和6年11月8日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	指定特定施設は、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有しているか。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあっては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあっては機能訓練室を設けないことができるものとする。	指定の際に届け出た図面から、設備及び区画等を変更する場合は、市に変更届を提出しているか。 施設の類型によって経過措置が設けられているものもあるため、留意すること。	☐	☐	居宅基準第177条第3項	
	指定特定施設の介護居室、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、次の基準を満たしているか。 ・介護居室は、次の基準を満たすこと。 11の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。 2プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。 3地階に設けてはならないこと。 41以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。 ・一時介護室は、介護を行うために適当な広さを有すること。 ・浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。 ・便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。 ・食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。 ・機能訓練室は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。 ●【解釈通知第3-10-2(3)】介護居室、一時介護居室、食堂及び機能訓練室についていう「適当な広さ」については、面積による基準を定めることはせず、利用者の選択に委ねることとする。このため、具体的な広さについては、利用申込者のサービスの選択に委ねられる重要事項であり、利用申込者に対する文書を交付しての説明及び掲示が必要となる。		☐	☐	居宅基準第177条第4項	
	指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有しているか。		☐	☐	居宅基準第177条第5項	
	指定特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。		☐	☐	居宅基準第177条第6項	
			☐	☐		
IV-1＊ 内容及び手続の 説明及び同意	指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（重要事項説明書）を交付して説明を行い、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しているか。 ●【市要項第3章第10-2】重要事項説明書には、次の項目を定めておくこと。 ・運営規程の概要 ・従業者の勤務体制 ・利用料その他の費用の額及びその改定の方法 ・緊急時の対応 ・事故発生時の対応 ・苦情処理の体制及び窓口（事業所、奈良市、奈良県国民健康保険団体連合会の連絡先） ・守秘義務 ・利用定員 ・非常災害対策 ・介護居室に移る場合の条件及び手続 ・介護居室、一時介護居室、浴室、食堂及び機能訓練室の概要 ・要介護状態区分に応じて当該事業者が提供する標準的な介護サービスの内容 ●【解釈通知第3-10-3(1)】契約書においては、少なくとも、介護サービス内容及び利用料その他費用の額、契約解除の条件を記載するものとする。 ●【居宅基準第8条第2項準用】重要事項説明書の交付及び説明を、利用申込者又はその家族の申出など一定の要件の下で電磁的方法によることも可能。	開所時間や通常の事業の実施地域等、運営規程と記載内容が相違していないか。 記載内容とサービスの実態が乖離していないか。 利用者の同意欄、事業者側の説明者記入欄、説明及び同意年月日欄などの記載が漏れていないか。 サービスの提供開始後に重要事項説明書の同意を得ていないか。	☐	☐	居宅基準第178条第1項	・重要事項説明書 ・入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約書

介護保険サービス等自主点検表（特定施設入居者生活介護）（令和6年11月8日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めていないか。		☐	☐	居宅基準第178条第2項	
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ契約に係る文書に明記しているか。		☐	☐	居宅基準第178条第3項	
IV-2 指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等	指定特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を拒んでいないか。		☐	☐	居宅基準第179条第1項	
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げていないか。		☐	☐	居宅基準第179条第2項	
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じているか。		☐	☐	居宅基準第179条第3項	
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めているか。		☐	☐	居宅基準第179条第4項	
IV-3＊ 受給資格の確認	指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。	事業所で保管している被保険者証の写しが古いものになっていないか。	☐	☐	居宅基準第11条第1項準用	・介護保険番号、有効期限等を確認している記録
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定特定施設入居者生活介護を提供するように努めているか。		☐	☐	居宅基準第11条第2項準用	
IV-4 要介護認定の申請に係る援助	指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。		☐	☐	居宅基準第12条第1項準用	
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。		☐	☐	居宅基準第12条第2項準用	

介護保険サービス等自主点検表（特定施設入居者生活介護）（令和6年11月8日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-5＊ サービス提供の 記録	指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、指定特定施設入居者生活介護の終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しているか。		☐	☐	居宅基準第181条第1項	・サービス提供記録
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。 ●【解釈通知第3-10-3(3)】指定特定施設入居者生活介護を提供した際にサービス提供記録に記載しなければならない内容としては、次のとおりである。 ・サービスの提供日 ・サービスの内容 ・利用者の状況 ・その他必要な事項	サービス提供記録は保管されているか。	☐	☐	居宅基準第181条第2項準用	
IV-6＊ 利用料等の受領	指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し領収証を交付しているか。	領収証の控えなどは事務所で保管しているか。	☐	☐	介護保険法第41条第8項	
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定特定施設入居者生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。		☐	☐	居宅基準第182条第1項	・請求書 ・領収書
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額を生じさせていないか。 ●【解釈通知第3-1-3(11)2準用】そもそも介護保険給付の対象となる指定特定施設入居者生活介護と明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない ・利用者に当該事業が指定特定施設入居者生活介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。 ・当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定特定施設入居者生活介護事業所の運営規程とは別に定められていること。 ・会計が指定特定施設入居者生活介護の事業の会計と区分されていること。		☐	☐	居宅基準第182条第2項	

介護保険サービス等自主点検表（特定施設入居者生活介護）（令和6年11月8日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、次に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。 ・利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜による費用 ・おむつ代 ・その他、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの（以下、「その他の日常生活費」とする。） ●【通所介護等における日常生活に要する費用の取扱について（厚生労働省通知）】「その他の日常生活費」の徴収を行うに当たっては、次に掲げる基準を遵守すること。 ・「その他の日常生活費」の対象となる便宜と、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。 ・保険給付の対象となっているサービスと明確に区別されないような、曖昧な名目による費用徴収は認められないため、費用の内訳を明らかにしていること。 ・「その他の日常生活費」の対象となる便宜が利用者等又はその家族等の自由な選択に基づいて行われるものであり、当該費用の受領について利用者等又はその家族等に事前に十分な説明がなされたうえで同意を得ていること。 ・「その他の日常生活費」の受領が、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるものであること。 ・「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額が、当該施設の運営規程において定められており、かつ、その内容が記載された文書が施設の見やすい場所に掲示されていること。	重要事項説明書等に当該サービスについての記載がされているか。			居宅基準第182条第4項	
IV-7 保険給付請求のための証明書の交付	指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定特定施設入居者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。		□	□	居宅基準第21条準用	
IV-8＊ 指定特定施設入居者生活介護の取扱方針	指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行っているか。		□	□	居宅基準第183条第1項	
	指定特定施設入居者生活介護は、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っているか。		□	□	居宅基準第183条第2項	
	指定特定施設の特設施設従業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。		□	□	居宅基準第183条第3項	

介護保険サービス等自主点検表（特定施設入居者生活介護）（令和6年11月8日更新）
※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。 ●【市条例第7条】やむを得ず身体的拘束等の実施を検討する場合にあっては、事前に身体的拘束適正化検討委員会において、次に掲げる事項について検討すること。 ・緊急やむを得ない場合に該当するかどうか ・身体的拘束等の内容、目的及び理由 ・拘束時間又は時間帯、拘束期間又は解除予定日 ・解除に向けた具体的取組		☐	☐	居宅基準第183条第4項	・身体的拘束等の記録（身体的拘束等がある場合） ・身体的拘束等の適正化のための指針 ・身体的拘束等の適正化検討委員会の開催状況及び結果がわかるもの ・身体的拘束等の適正化のための研修の開催状況及び結果がわかるもの
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 ●【<u>解釈通知第3-10-3(5)1</u>】緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくこと。＜令和6年度改正事項＞ ●【市条例第7条】やむを得ず身体的拘束等を実施することとなった場合は、あらかじめ利用者及びその家族に委員会での検討結果の説明を行うこと。	<u>【減算適用】</u> 身体拘束等に係る記録をしていない場合は、身体拘束廃止未実施減算有り。	☐	☐	居宅基準第183条第5項	
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。 ●【<u>解釈通知第3-10-3(5)2</u>】身体的拘束等適正化検討委員会の構成メンバーは、施設長、事務長、医師、看護職員、介護職員、支援相談員など幅広い職種により構成するとともに、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。なお、同一事業所内又は他の事業所等で複数担当を兼務することも差し支えないが、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。＜令和6年度改正事項＞また、委員会に第三者や専門家を加えることが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用が考えられる。なお、身体的拘束適正化検討委員会は、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。 ●【<u>解釈通知第3-10-3(5)3</u>】身体的拘束等の適正化のための指針には、次のような項目を盛り込むこと。 ・施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 ・身体的拘束適正化委員会その他施設内の組織に関する事項 ・身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ・施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 ・身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 ・入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ・その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 ●【<u>解釈通知第3-10-3(5)4</u>】身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修については、定期的な研修は年に2回以上実施し、新規採用時にも必ず研修を行うことが重要である。	<u>【減算適用】</u> 居宅基準第183条第6項に規定する基準を満たしていない場合は、身体拘束廃止未実施減算あり。			居宅基準第183条第6項	
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。		☐	☐	居宅基準第183条第7項	

介護保険サービス等自主点検表（特定施設入居者生活介護）（令和6年11月8日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-9＊ 特定施設サービス計画の作成	指定特定施設の管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。	フェイスシート、アセスメントシート等は保管されているか。	☐	☐	居宅基準第184条第1項	・特定施設サービス計画 ・アセスメントの結果がわかるもの ・サービス提供記録 ・モニタリングの結果がわかるもの
	計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える課題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。		☐	☐	居宅基準第184条第2項	
	計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成しているか。		☐	☐	居宅基準第184条第3項	
	計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	計画に対する同意は、利用開始よりも前に得ているか。	☐	☐	居宅基準第184条第4項	
	計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成した際には、当該特定施設サービス計画を利用者に交付しているか。		☐	☐	居宅基準第184条第5項	
	計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行っているか。		☐	☐	居宅基準第184条第6項	
	特定施設サービス計画の変更に際しては、特定施設サービス計画の作成と同様の基準を満たしているか。		☐	☐	居宅基準第184条第7項	
IV-10＊ 介護	介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。		☐	☐	居宅基準第185条第1項	・サービス提供記録
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきしているか。		☐	☐	居宅基準第185条第2項	
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。		☐	☐	居宅基準第185条第3項	
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っているか。		☐	☐	居宅基準第185条第4項	

介護保険サービス等自主点検表（特定施設入居者生活介護）（令和6年11月8日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-11＊ 口腔衛生の管理	指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行っているか。＜令和6年度改正事項＞ ●【解釈通知第3-10-3(8)】入居者に対する口腔衛生の管理について、入居者の口腔の健康状態に応じて、以下の手順により計画的に行うこと。＜令和6年度改正事項＞ ①当該施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。 ②①の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した、入居者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直すこと。なお、当該内容を特定施設サービス計画の中に記載することにより口腔衛生の管理体制に係る計画の作成に替えることができる。 ・助言を行った歯科医師 ・歯科医師からの助言の要点 ・具体的方策 ・当該施設における実施目標 ・留意事項、特記事項 ③医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、介護職員に対する口腔清掃等に関する技術的助言及び指導又は②の計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。 なお、当該施設と計画に関する技術的助言若しくは指導又は口腔の健康状態の評価を行う歯科医師等においては、実施事項等を文書で取り決めること。	※令和6年度改正事項については、令和9年3月31日までは努力義務。	☐	☐	居宅基準第185条の2	・口腔衛生の管理計画
IV-11 機能訓練	指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っているか。		☐	☐	居宅基準第132条準用	
IV-12 健康管理	指定特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。		☐	☐	居宅基準第186条	
IV-13 相談及び援助	指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行っているか。		☐	☐	居宅基準第187条	
IV-14 利用者の家族との連携等	指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。		☐	☐	居宅基準第188条	
IV-15 利用者に関する市町村への通知	指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ・正当な理由なしに指定特定施設入居者生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ・偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。		☐	☐	居宅基準第26条準用	
IV-16＊ 緊急時等の対応	特定施設従業者は、現に指定特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定特定施設入居者生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 ●【解釈通知第3-2-3(3)準用】協力医療機関については、次の点に留意するものとする。 ・協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましいものであること。 ・緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。	利用者から、緊急時に連絡すべき主治医等の連絡先をあらかじめ確認しているか。 緊急時対応マニュアル等を整備しているか。	☐	☐	居宅基準第51条準用	・運営規程 ・サービス提供記録

介護保険サービス等自主点検表（特定施設入居者生活介護）（令和6年11月8日更新）
 ※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-17 管理者の責務	指定特定施設の管理者は、指定特定施設の従業者の管理及び指定特定施設入居者生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。		☐	☐	居宅基準第52条第1項準用	
	指定特定施設の管理者は、当該指定特定施設の従業者に当該事業の運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。		☐	☐	居宅基準第52条第2項準用	
IV-18＊ 運営規程	指定特定施設入居者生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めているか。 ・事業の目的及び運営の方針 ・特定施設従業者の職種、員数及び職務内容 ・入居定員及び居室数 ・指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ・利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続 ・施設の利用に当たっての留意事項 ・緊急時等における対応方法 ・非常災害対策 ・虐待防止のための措置に関する事項 ・その他運営に関する重要事項 ●【解釈通知第3-1-3(19)1準用】従業者の員数については、基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載して差し支えない。（重要事項説明書に記載する場合も同様） ●【解釈通知第3-10-3(11)】「その他運営に関する重要事項」としては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。 ●【解釈通知第3-1-3(18)5準用】虐待の防止のための措置については、虐待の防止に係る組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待等が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。 ●【解釈通知第3-8-3(13)4準用】施設の利用に当たっての留意事項とは、利用者側が留意すべき事項（入居生活上のルール、設備の利用上の留意事項等）を指すものである。	利用者負担割合に3割負担についての記載が漏れていないか。		☐	居宅基準第189条	・運営規程
IV-19＊ 勤務体制の確保	指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。 ●【解釈通知第3-10-3(12)1】勤務表上で、次に掲げる事項を明確にすること。 ・特定施設従業者の日々の勤務時間 ・常勤、非常勤の別 ・管理者との兼務関係 ・機能訓練指導員との兼務関係 ・計画作成担当者との兼務関係 ●【市要項第3章第1-6(1)準用】勤務表を作成する上で、特定施設従業者が他の職種と兼務の場合は、職種ごとに明確に時間を分けて記載すること。	記載項目が漏れていないか。	☐	☐	居宅基準第190条第1項	・従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの （例：勤務体制一覧表、勤務実績表） ・雇用の形態（常勤・非常勤）がわかるもの
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業者によって指定特定施設入居者生活介護を提供しているか。ただし、当該指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。		☐	☐	居宅基準第190条第2項	

介護保険サービス等自主点検表（特定施設入居者生活介護）（令和6年11月8日更新）
 ※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。 ●【解釈通知第3-10-3(12)2】指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を他の事業者に委託する場合には、当該委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならない。 ・当該委託の範囲 ・委託業務の実施に当たり遵守すべき条件 ・受託者の従業者により当該委託業務が基準省令に従って適切に行われていることを委託者が定期的に確認する旨 ・委託者が当該委託業務に関し受託者に対し指示を行い得る旨 ・委託者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを委託者が確認する旨 ・受託者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在 ・その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項		□	□	居宅基準第190条第3項	・委託事業者の業務の実施状況の確認記録
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。その際、当該指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。 ●【市条例第9条】歯と口腔の健康づくりの推進に関する従業者の知識及び理解を深めるとともに、利用者の歯と口腔の健康づくりに努めること。 ●【解釈通知第3-2-3(6)3準用】認知症介護に係る基礎研修については、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることにより、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させる観点から実施するものであること。なお、事業所が新たに採用した無資格の従業者については、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする。	研修の受講記録は残しているか。 受講していない他の特定施設従業者にも、研修内容を回覧等で周知することが望ましい。 ○「全ての特定施設従業者」＝看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。	□	□	居宅基準第190条第4項	・研修の計画及び実績がわかるもの
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 ●【解釈通知第3-1-3(21)4イ準用】事業主が講ずべき措置の具体的な内容としては、以下のとおり。 ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発（職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。） ・相談、苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備（相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。）		□	□	居宅基準第190条第5項	・職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針

介護保険サービス等自主点検表（特定施設入居者生活介護）（令和6年11月8日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-20＊ 業務継続計画の 策定等	指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	【減算適用】 ・業務継続計画を策定し、必要な措置を講じていない場合は、業務継続計画未策定減算有り。（「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までは適用しない。）			居宅基準第30条の2第1項準用	・業務継続計画 ・研修の計画及び実績がわかるもの ・訓練の計画及び実績がわかるもの
	●【解釈通知第3-10-3(13)2】業務継続計画には、以下の内容を記載すること。 ・感染症に係る業務継続計画 1平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） 2初動対応 3感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ・災害に係る業務継続計画 1平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） 2緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） 3他施設及び地域との連携		□	□		
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。		□	□	居宅基準第30条の2第2項準用	
IV-21＊ 非常災害対策	指定特定施設入居者生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。		□	□	居宅基準第103条第1項準用	・非常災害時の対応計画（管轄消防署へ届け出た消防計画（風水害、地震対策含む）又はこれに準ずる計画） ・運営規程 ・避難、救出等訓練の実施状況がわかるもの ・通報、連絡体制がわかるもの
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、非常災害に対する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。		□	□	居宅基準第103条第2項準用	
	●【市条例第12条第1項、市要項第3章第6-7準用】非常災害に対する必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。		□	□		
	収容人数が10人以上の指定特定施設入居者生活介護事業所においては、防火管理者の選任及び消防計画を所轄の消防署に届け出た上で、当該消防計画に基づく消火及び避難訓練等並びに消防の用に供する設備等の点検を実施し、それらについて法令で定めるところにより消防署に定期的に届出等を行っているか。		□	□	消防法第8条	

介護保険サービス等自主点検表（特定施設入居者生活介護）（令和6年11月8日更新）
 ※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-22* 衛生管理等	指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。		☐	☐	居宅基準第104条第1項準用	
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ・当該指定特定施設入居者生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、特定施設従業者に周知徹底を図ること。 ・当該指定特定施設入居者生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ・当該指定特定施設入居者生活介護事業所において、特定施設従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。 ●【解釈通知第3-6-3(8)1準用】次の点に留意すること。 ・食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 ・特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及び蔓延を防止するための措置について別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。 ・空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。 ●【解釈通知第3-10-3(14)2イ】感染対策委員会の構成メンバーは、感染対策の知識を有する者を含む幅広い職種により構成することが望ましい。特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。また、専任の感染対策を担当する者を決めておくことが必要である。なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ●【解釈通知第3-10-3(14)2ロ】感染症の予防及びまん延防止のための指針には、次のことを規定すること。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き（厚生労働省）」を参照されたい。 ・平常時の対策（事業所内の衛生管理、ケアに係る感染対策等） ・発生時の対応（発生状況の把握、感染拡大の防止、関係機関との連携等） ●【解釈通知第3-10-3(14)2ハ】感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修については、定期的な研修は年に2回以上実施し、新規採用時にも研修を行うこと。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。 ●【解釈通知第3-10-3(14)2ニ】感染症の予防及びまん延の防止のための訓練については、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとし、年に2回以上定期的に実施するものとする。		☐	☐	居宅基準第104条第2項準用	・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催状況、結果がわかるもの ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ・感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施状況、結果がわかるもの
IV-23 協力医療機関等	指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。 ●【解釈通知第3-10-3(15)】協力医療機関及び協力歯科医療機関は、特定施設から近距離にあることが望ましい。また、利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくものとする。		☐	☐	居宅基準第191条第1項	

介護保険サービス等自主点検表（特定施設入居者生活介護）（令和6年11月8日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めているか。＜令和6年度改正事項＞ ・利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 ・当該指定特定施設入居者生活介護事業者から診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。		☐	☐	居宅基準第191条第2項	
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、奈良市に届け出ているか。＜令和6年度改正事項＞		☐	☐	居宅基準第191条第3項	
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めているか。＜令和6年度改正事項＞ ●【解釈通知第3-10-3(15)4】第二種協定指定医療機関との取り決め内容としては、流行初期期間経過後において、特定施設入居者生活介護事業者の入居者が新興感染症に感染した場合に、相談、診療、入院の要否の判断、入院調整等を行うことが想定される。＜令和6年度改正事項＞	○「第二種協定指定医療機関」＝「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関」 ○「新興感染症」＝「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症」	☐	☐	居宅基準第191条第4項	
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。＜令和6年度改正事項＞ ●【解釈通知第3-10-3(15)5】協議の結果、当該協力医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応の取り決めがなされない場合も考えられるが、日頃から連携のある第二種協定指定医療機関と取り決めを行うことが望ましい。＜令和6年度改正事項＞		☐	☐	居宅基準第191条第5項	
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるよう努めているか。＜令和6年度改正事項＞		☐	☐	居宅基準第191条第6項	
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。		☐	☐	居宅基準第191条第7項	
IV-24(＊) 掲示	指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、特定施設従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 ●【居宅基準第32条第2項準用】指定特定施設入居者生活介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定特定施設入居者生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。	掲示している場所は、利用申込者が容易に確認できる場所であるか。	☐	☐	居宅基準第32条第1項準用	
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。（令和7年度から義務付け）＜令和6年度改正事項＞ ●【解釈通知第3-1-3(24)準用】ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。＜令和6年度改正事項＞	※令和6年度改正事項については、令和7年3月31日までは適用しない。	☐	☐	居宅基準第32条第3項準用	

介護保険サービス等自主点検表（特定施設入居者生活介護）（令和6年11月8日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-25＊ 秘密保持	指定特定施設入居者生活介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいないか。		☐	☐	居宅基準第33条第1項準用	・個人情報の使用に関する同意書 ・従業員の秘密保持誓約書
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	退職後も守秘義務が存続する旨、就業規則、雇用契約書又は労働条件通知書等への記載や誓約書を徴するなどの措置を講じているか。	☐	☐	居宅基準第33条第2項準用	
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報をを用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	利用者又は家族のどちらかにしか同意を得ていないケースや、家族ではなく利用者の代理人として同意を得ているケースは無いかな。	☐	☐	居宅基準第33条第3項準用	
IV-26＊ 広告	指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。		☐	☐	居宅基準第34条準用	・パンフレット/チラシ ・web広告
IV-27 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいないか。		☐	☐	居宅基準第35条準用	
IV-28＊ 苦情処理	指定特定施設入居者生活介護事業者は、提供した指定特定施設入居者生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	苦情解決の体制を整備するにあたっては、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針（厚生労働省通知）」を参考とすること。	☐	☐	居宅基準第36条第1項準用	・苦情の受付簿 ・苦情者への対応記録
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	苦情がない場合であっても、受付用紙は作成しておくことが望ましい。	☐	☐	居宅基準第36条第2項準用	
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、提供した指定特定施設入居者生活介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		☐	☐	居宅基準第36条第3項準用	
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、市町村から受けた指導又は助言の改善の内容を市町村に報告しているか。		☐	☐	居宅基準第36条第4項準用	
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、提供した指定特定施設入居者生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		☐	☐	居宅基準第36条第5項準用	
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、国民健康保険団体連合会から受けた指導又は助言の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。		☐	☐	居宅基準第36条第6項準用	
IV-29 地域との連携等	指定特定施設入居者生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。		☐	☐	居宅基準第191条の2第1項	
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。 ●【市条例第13条】事業の運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めること。		☐	☐	居宅基準第191条の2第2項	

介護保険サービス等自主点検表（特定施設入居者生活介護）（令和6年11月8日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-34＊ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置	指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定特定施設における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しているか。＜令和6年度改正事項＞ ●【解釈通知第3-8-3(19)準用】当該委員会は、管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成することが望ましい。 なお、当該委員会は事業所毎に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。＜令和6年度改正事項＞	※令和6年度改正事項については、令和9年3月31日までは努力義務。	☐	☐	居宅基準第139条の2準用	・生産性向上のための委員会の開催状況がわかるもの
IV-30＊ 事故発生時の対応	指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 ●【解釈通知第3-1-3(30)準用】事故に対する対応としては、次に掲げる事項に留意すること。 ・利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定特定施設入居者生活介護事業者が定めておくことが望ましい。 ・指定特定施設入居者生活介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償能力を有することが望ましい。 ・指定特定施設入居者生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。	奈良市への報告等は、奈良市の「介護保険事業者事故報告取扱要領」に沿って行わなければならないが、報告が漏れていないか。 事故報告は介護福祉課に提出すること。 介護事故には至らなかったが、介護事故が発生しそうになった場合（ヒヤリハット事例）について記録しているか。	☐	☐	居宅基準第37条第1項準用	・市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等への連絡状況がわかるもの ・事故に際して採った処置の記録 ・損害賠償の実施状況がわかるもの
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	事故がない場合であっても、記録用紙は作成しておくことが望ましい。	☐	☐	居宅基準第37条第2項準用	
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。		☐	☐	居宅基準第37条第3項準用	

介護保険サービス等自主点検表（特定施設入居者生活介護）（令和6年11月8日更新）
※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-31＊ 虐待の防止	指定特定施設入居者生活介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ・当該指定特定施設入居者生活介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、特定施設従業者に周知徹底を図ること。 ・当該指定特定施設入居者生活介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ・当該指定特定施設入居者生活介護事業所において、特定施設従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ・虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 ●【解釈通知第3-10-3(17)1】虐待防止検討委員会の構成メンバーは、管理者を含む幅広い職種で構成するとともに、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ●【解釈通知第3-10-3(17)2】虐待の防止のための指針には、次のような項目を盛り込むこと。 ・事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ・虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ・虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ・虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ・虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ・成年後見制度の利用支援に関する事項 ・虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ・利用者等に対する当該指針の周知に関する事項 ・その他虐待の防止の推進のために必要な事項 ●【解釈通知第3-10-3(17)3】虐待の防止のための従業者に対する研修については、定期的な研修は年に2回以上実施し、新規採用時にも必ず研修を実施することが重要である。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。 ●【解釈通知第3-10-3(17)4】虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者については、同一事業所内又は他の事業所等で複数担当を兼務することも差し支えないが、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。＜令和6年度改正事項＞	虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報しているか。 【減算適用】 ・虐待の防止に係る措置を実施していない場合には、高齢者虐待防止措置未実施減算有り。	□ □	□ □	居宅基準第37条の2準用	・虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況及び結果がわかるもの ・虐待の防止のための指針 ・虐待の防止のための研修の計画及び実績がわかるもの ・担当者を置いていることがわかるもの
IV-32(＊) 会計の区分	指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定特定施設入居者生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。		□	□	居宅基準第38条準用	

介護保険サービス等自主点検表（特定施設入居者生活介護）（令和6年11月8日更新）
※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-33（*） 記録の整備	指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。		☐	☐	居宅基準第191条の3第1項	
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しているか。 ・特定施設サービス計画 ・提供した指定特定施設入居者生活介護の具体的なサービスの内容等の記録 ・やむを得ず実施した身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ・指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合の、当該事業者の業務の実施状況についての定期的な確認の結果等の記録 ・居宅基準第26条（準用）に規定する市町村への通知に係る記録 ・提供した指定特定施設入居者生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録 ・指定特定施設入居者生活介護の提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	運営規程や重要事項説明書等で、保存年限の記載が市条例に定める保存年限（5年間）より短くなっていないか。	☐	☐	居宅基準第191条の3第2項 市条例第14条	